

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第189号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同条第190号中「第18条第17項」を「第18条第19項」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同条第191号中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同条第193号中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同条中第272号を第273号とし、第252号から第271号までを1号ずつ繰り下げ、同条第251号ア(イ)中「第249号ア(イ)」を「第250号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第249号イ(イ)」を「第250号イ(イ)」に改め、同号を同条第252号とし、同条第250号中「第252号」を「第253号」に改め、同号を同条第251号とし、同条第249号ア中「第251号」を「第252号」に改め、同号を同条第250号とし、同条中第248号を第249号とし、第247号を第248号とし、第246号を第247号とし、同条第245号中「第247号」を「第248号」に改め、同号ア中「第243号ア(ア)から(ケ)まで」を「第244号ア(ア)から(ケ)ま

で」に改め、同号イ中「第243号イ(ア)から(ケ)まで」を「第244号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第243号ウ(ア)から(ケ)まで」を「第244号ウ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号を同条第246号とし、同条第244号中「第246号」を「第247号」に改め、同号を同条第245号とし、同条第243号イ中「（昭和25年政令第338号）」を削り、「第245号」を「第246号」に改め、同号を同条第244号とし、同条中第242号を第243号とし、第234号から第241号までを1号ずつ繰り下げ、第233号の次に次の1号を加える。

(234) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査

1件につき 27,000円

第5条中「第2条第270号」を「第2条第271号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築基準法令の規定が適用されないこととされる既存不適格建築物の移転の認定の申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。